

仙台市簡易ガス供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月十八日

仙台市ガス事業管理者 佐野 直樹

仙台市簡易ガス供給規程の一部を改正する規程

仙台市簡易ガス供給規程（平成九年仙台市ガス局規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(契約種別)</p> <p>第四条 供給契約の種別は、次のとおりとする。</p> <p>〔一～三 略〕</p> <p>四 <u>家庭用厨房・給湯・暖房契約</u>（専ら通常生活のために使用する厨房機器、給湯機器及び暖房機器の用に供することを含む供給契約をいう。）</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(供給義務の例外)</p> <p>第六条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第四条の二第一項の規定による申込みの全部又は一部について、承諾しないことができる。ただし、やむを得ない事由があると管理者が認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 家庭用温水暖房契約、家庭用熱電併給契約又は<u>家庭用厨房・給湯・暖房契約</u>（以下これらの契約を「家庭用選択契約」という。）を締結していた者がその契約を解約した後、その解約した日から一年を経過しないうちに同一の場所（条例第十条第一項に規定する場所をいう。以下同じ。）において、その解約した家庭用選択契約と同じ種別の家庭用選択契約の締結を申し込んだ場合</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(厨房機器、給湯機器及び暖房機器の設置確認)</p> <p>第六条の四 管理者は、必要があると認めるときは、<u>家庭用厨房・給湯・暖房契約</u>を申し込み、又は締結している者の承諾を得て厨房機器、給湯機器及び暖房機器の設置状況を確認することができる。</p> <p>2 <u>家庭用厨房・給湯・暖房契約</u>を締結している者は、<u>厨房機器、給湯機器及び暖房機器を当分の間使用しない</u>場合は、管理者に届け出なければならない。</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>(早収料金の額)</p> <p>第三十一条 前条第一号に掲げる早収料金の額は、次の各号に掲げる供給契約の種別の区分に応じ当該各号に定める料金表（以下「各料金表」という。）を適用して得た基本料金の額と従量料金の額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>〔一～三 略〕</p> <p>四 <u>家庭用厨房・給湯・暖房契約</u> 別表第三（四）に定める料金表</p>	<p>(契約種別)</p> <p>第四条 供給契約の種別は、次のとおりとする。</p> <p>〔一～三 略〕</p> <p>四 <u>家庭用トリアクト</u>（専ら通常生活のために使用する厨房機器又は衣類乾燥機、給湯機器及び暖房機器の用に供することを含む供給契約をいう。）</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(供給義務の例外)</p> <p>第六条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第四条の二第一項の規定による申込みの全部又は一部について、承諾しないことができる。ただし、やむを得ない事由があると管理者が認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 家庭用温水暖房契約、家庭用熱電併給契約又は<u>家庭用トリアクト</u>（以下これらの契約を「家庭用選択契約」という。）を締結していた者がその契約を解約した後、その解約した日から一年を経過しないうちに同一の場所（条例第十条第一項に規定する場所をいう。以下同じ。）において、その解約した家庭用選択契約と同じ種別の家庭用選択契約の締結を申し込んだ場合</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(厨房機器又は衣類乾燥機、給湯機器及び暖房機器の設置確認)</p> <p>第六条の四 管理者は、必要があると認めるときは、<u>家庭用トリアクト</u>を申し込み、又は締結している者の承諾を得て厨房機器<u>又は衣類乾燥機</u>、給湯機器及び暖房機器の設置状況を確認することができる。</p> <p>2 <u>家庭用トリアクト</u>を締結している者は、<u>次のいずれかに該当する</u>場合は、管理者に届け出なければならない。</p> <p>一 <u>厨房機器及び衣類乾燥機のいずれも使用しないこととなった場合</u></p> <p>二 <u>給湯機器又は暖房機器を使用しないこととなった場合</u></p> <p>(早収料金の額)</p> <p>第三十一条 前条第一号に掲げる早収料金の額は、次の各号に掲げる供給契約の種別の区分に応じ当該各号に定める料金表（以下「各料金表」という。）を適用して得た基本料金の額と従量料金の額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>〔一～三 略〕</p> <p>四 <u>家庭用トリアクト</u> 別表第三（四）に定める料金表</p>

別表第一の二（第四条関係）

契約の種別	適用条件
[略]	[略]
家庭用厨房・給湯・暖房契約	[略]

別表第一の二（第四条関係）

契約の種別	適用条件
[略]	[略]
家庭用トリオ契約	[略]

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日においてこの規程による改正前の仙台市簡易ガス供給規程第四条第四号に掲げる家庭用厨房・給湯・暖房契約によりガスを使用していた者が、施行日以後も引き続き本市が供給するガス（同規程第一条に規定する簡易ガス事業により本市が供給するものに限る。）を使用する場合は、施行日において当該家庭用厨房・給湯・暖房契約に代えて新たにこの規程による改正後の仙台市簡易ガス供給規程（以下この項において「改正後の規程」という。）第四条第一項各号に掲げる供給契約の申込みをしたときを除き、施行日において改正後の規程第四条第四号に掲げる家庭用トリオ契約を締結していたものとみなして、改正後の規程の規定を適用する。

(ガス局営業推進部リビング営業課)